

みどり市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年4月28日

みどり市監査委員 天川 洋
みどり市監査委員 須藤 修
みどり市監査委員 高草木 弘子

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和5年1月31日から令和5年4月24日まで

2. 監査対象機関

都市建設部 都市計画課

3. 監査対象期間

令和4年4月1日から令和4年12月31日まで

4. 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、対象機関における現金出納等の執行管理、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

5. 監査の結果

今回の監査は令和4年度の定期監査として実施したものであり、業務執行上の事務処理方法等を主として監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。

ただし、軽易ではあるが複数の事務処理において、改善が必要と認められる事項が確認されたため、事務改善事項として別途、改善要請を行うこととした。

みどり市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年4月28日

みどり市監査委員 天川 洋
みどり市監査委員 須藤 修
みどり市監査委員 高草木 弘子

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和5年2月2日から令和5年4月24日まで

2. 監査対象機関

危機管理課

3. 監査対象期間

令和4年4月1日から令和4年12月31日まで

4. 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、対象機関における現金出納等の執行管理、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

5. 監査の結果

今回の監査は令和4年度の定期監査として実施したものであり、業務執行上の事務処理方法等を主として監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。

みどり市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年4月28日

みどり市監査委員 天川 洋
みどり市監査委員 須藤 修
みどり市監査委員 高草木 弘子

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 監査の期間

令和5年1月30日から令和5年4月24日まで

2. 監査対象機関

東支所 東市民生活課（地域振興青年研修センター及びわらべ工房を含む）

3. 監査対象期間

令和4年4月1日から令和4年12月31日まで

4. 監査の主眼及び方法

監査の実施にあたっては、対象機関における現金出納等の執行管理、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

5. 監査の結果

今回の監査は令和4年度の定期監査として実施したものであり、業務執行上の事務処理方法等を主として監査を実施したが、おおむね適正なものと認められた。

ただし、軽易ではあるが複数の事務処理において、改善が必要と認められる事項が確認されたため、事務改善事項として別途、改善要請を行うこととした。